

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方 更新

当社はコーポレート・ガバナンスについては、現行の取締役、監査役制度を一層強化し、公正かつ透明性の高い経営を行うための体制を構築いたしております。会社の経営上の意思決定、執行および監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況は、以下のとおりであります。

- (1) 当社の取締役会は、独立社外取締役2名を含む7名で構成され、原則月1回の定時取締役会のほか、必要に応じて臨時取締役会を開催し、法令で定められた事項および経営に関する重要事項を決定し、業務運営の効率化を図っております。
- (2) 当社は、監査役会設置会社であります。当社の監査役会は社外監査役3名(うち独立社外監査役1名)を含む4名で構成され、取締役会、常務会、事業所長会議など重要な会議に出席し意見を述べるほか、取締役(業務執行役員)の職務の執行ならびに当社およびグループ会社の業務や財務状況の監査を行っております。また、内部統制監査室は、コンプライアンス、リスク管理、内部統制システム等の監査を実施し、評価と提言を行っております。
- (3) 当社は、弁護士・税理士事務所と顧問契約を締結し、経営や業務におけるアドバイスを受けております。
- (4) 内部統制監査室、監査役会および会計監査人は相互の監査結果に関し意見交換することにより連携を図っております。
- (5) 当社の会計監査業務を執行した公認会計士は谷津良明および高橋正伸の2名であり、有限責任監査法人トーマツに所属しております。また、当社の会計監査業務に係る補助者は、公認会計士4名、その他21名であります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】 更新

〔補充原則4-2-1 経営陣の報酬〕

取締役の報酬は、取締役の報酬に対する社会的動向、役職、当社の業績およびその業績への貢献度合等を総合的に勘案し決定しております。業績連動や自社株報酬など、健全なインセンティブが機能する仕組みにつきましては、今後必要に応じて検討してまいります。

〔補充原則4-10-1 重要事項に関する独立社外取締役の関与・助言〕

コーポレートガバナンス・コードで例示されているこれらの取り組みが当社にとって有効であるかどうか等については、現在検討を進めております。

〔原則5-1、補充原則5-1-2 株主との建設的な対話の促進〕

当社は、株主との建設的な対話が当社の持続的な成長と中長期的な企業価値向上に資するものと認識しております。株主との建設的な対話を促進するため、以下の取り組みを推進しております。

1. 当社では、株主との対話全般については、担当取締役(経営企画本部長)が統括しております。
2. 対話を補助するため、担当役員は関連部署を管掌し部署間の連携を図っております。
3. 個別面談以外の対話手段(投資家説明会等)については今後の検討課題としてまいります。
4. 経営企画室では投資家からの取材を積極的に受付けており、面談により頂いた意見や質疑については、取締役会へ報告することにより経営の改善に役立てております。
5. インサイダー情報の厳格な管理を行う目的から、四半期ごとの決算日の翌日から業績開示(決算発表)の当日までは、面談や電話での対応等は受け付けを行いません。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】 更新

〔原則1-4 投資有価証券の政策保有に関する方針 政策保有株式に係る議決権行使の基準〕

当社は、中長期的な経済合理性や将来の見通しを検証の上、当社グループの企業価値向上に資すると判断する場合に、株式を保有することとし、毎年、取締役会より委任を受けた常務会において、政策保有株式について、中長期的な観点から保有することの利便性とリスクなどを踏まえた合理性・必要性について検証をし、取締役会へ報告しております。

また、議決権行使につきましては、上記の政策保有の目的に照らして適切に対応しております。

〔原則1-7 関連当事者間の取引については適切な手続きを定めてその枠組みを開示〕

当社では、取締役および取締役が実質的に支配している法人との競業および利益相反取引を行う場合は、取締役会の承認を経ております。また、関連当事者間との取引については、招集通知、有価証券報告書でも記載のとおり、市場価格、総原価を勘案して、価格交渉の上決定しております。

〔原則3-1 情報開示の充実〕

(1) 会社の目指すところ(経営理念等)や経営戦略、経営計画

当社グループは、段ボール・印刷紙器・軟包装材を併せ持つ総合包装企業として、「パッケージを通じて社会のあらゆるニーズに応え、社会の役に立つ企業を目指す」ことを経営理念としております。

< 目標とする経営指標 >

当社グループが、新・中期経営計画において目標とする経営指標は次のとおりであります。

2020年度 売上高:555億円、営業利益:25億円、営業利益率:4.5%

< 中長期的な会社の経営戦略 >

新・中期経営計画において構造改革を起点とする収益強化を図り、成長戦略および差別化戦略に必要な投資を継続するとともに、財務基盤およびコーポレート・ガバナンスの維持強化に努め企業価値の向上を目指します。

また、システム再構築を通じて、経営施策の迅速化・高度化に向けた業務改革を推進してまいります。事業運営の基本である従業員の安全、健康、人材育成面においても働き方改革など新たな施策を遂行してまいります。

なお、新・中期経営計画の骨子は次のとおりであります。

構造改革による収益強化

- a) 関東・東北エリア紙器事業の再編
 - ・クラウン紙工業㈱をプラットフォームとする紙器事業の収益力強化
- b) 関東段ボール事業の競争力強化
 - ・関東エリアの事業所および子会社の連携・協業の推進
- c) 海外事業環境変化への対応強化
 - ・ビジネスモデル改変による事業採算改善

成長戦略、差別化戦略の推進

- a) 成長分野への積極投資
 - ・ベトナム事業の収益極大化
- b) 差別化戦略への先行投資
 - ・デジタル印刷市場の創造・開拓
 - ・段ボール外製品の競争力強化

財務基盤、ガバナンス強化を通じた企業価値向上

- a) リスク抵抗力の高い企業体質構築
 - ・コーポレート・ガバナンスへの対応強化
- b) 市場プレゼンス向上
 - ・資本施策、IR活動の推進

効率化・合理化推進

- a) 業務標準化・効率化推進
 - ・システム再構築を通じた業務標準化
- b) 間接コスト削減
 - ・業務改革の推進

安全最優先・健康経営・人材育成

- a) 安全最優先
 - ・火災ゼロ、労働災害ゼロへの取り組み
- b) 健康経営
 - ・働き方改革への取り組み、メンタルヘルス施策の推進
- c) 人材育成
 - ・教育・研修制度の充実、ダイバーシティー推進

(2) コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針

コードの各原則を踏まえた、コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方については、本報告書の「1.1 基本的な考え方」に記載しております。

(3) 取締役会が経営陣幹部・取締役の報酬を決定するに当たっての方針と手続

平成16年9月30日開催の臨時株主総会決議にて、取締役に対する報酬限度額は年額240百万円としております。取締役・経営陣幹部の報酬の決定については、社会的動向、役職、当社の業績およびその業績への貢献度合等を総合的に勘案し、中長期的な企業価値の向上に資する報酬体系を基本方針として、取締役会で決定することとしております。

(4) 取締役会が経営陣幹部の選任と取締役・監査役候補の指名を行うに当たっての方針と手続

取締役および経営陣幹部、監査役の選任は、代表取締役社長が推薦し、取締役会の決議によって選任されます。取締役および経営陣幹部を推薦するにあたっては、会社の業務に精通し、人格・見識・実行力ともに優れ、その職責を全うすることのできる方を選任します。監査役を推薦するにあたっては、当社の事業運営および経営・内部統制・財務の管理などについての経験を有し、その経歴に基づく見識を監査に生かすことが出来る方を選任します。また、監査役につきましては監査役会の同意を得て指名しております。

(5) 経営陣幹部の選任と取締役・監査役候補の指名を行う際の、個々の選任・指名についての説明

当社は、個々の取締役および監査役の選任理由につきましては、「定時株主総会招集ご通知」に記載しております。

〔補充原則4 - 1 - 1 経営陣に対する委任の範囲の開示〕

当社は、執行と監督を分離する方針のもと、取締役会に付議すべき事項は、取締役会が定める取締役会規程に定めている取締役会付議事項に規定しており、それらは法定事項、定款所定事項等、経営の基本方針に関する事項や中長期の経営計画等、経営上の重要な事項からなっております。経営陣は取締役会で決定された経営の基本方針および経営計画に即した事業遂行をしております。

〔原則4 - 8 独立社外取締役2人以上の選任〕

当社は、社外取締役2名が在籍しており、両者を独立役員として届け出ております。

社外からの客観的な視点に基づき、豊富な経験と幅広い見識を活かし経営全般に対する監督、チェック機能により、会社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に寄与する役割を十分に果たしていけるものと考えております。

〔原則4 - 9 独立社外取締役の独立性判断基準及び資質〕

当社は、独立社外取締役を2名選任しております。当社の独立性判断基準は、会社法上の要件に加え、東京証券取引所の定める独立役員の独立性基準を満たしていることです。さらに、取締役会では、率直・活発で建設的な検討への貢献が期待される独立社外取締役を選任しております。

〔補充原則４－１１－１取締役会の全体としての知識・経験・能力のバランス、多様性及び規模に関する考え方〕
現状では定款で定められた取締役の員数１８名の範囲内で取締役を選任しており、迅速な意思決定を継続して推進していく規模として適切と考えております。また、その内訳も各事業の経営に精通した者であり、社外取締役も含め、知識・経験・能力などバランスのとれた構成としています。

〔補充原則４－１１－２役員の兼任状況〕
当社の取締役・監査役は、それぞれの役割や責務を適切に果たすための十分な時間と労力を、その業務に充てております。
取締役・監査役の重要な兼職の状況につきましては、「株主総会招集ご通知」の参考書類、事業報告、有価証券報告書の開示書類において、毎年開示しております。

〔補充原則４－１１－３取締役会の全体の実効性について、分析・評価を行い、その結果を開示〕
当社は、２０１７年９月に取締役および監査役を対象とし取締役会の実効性に関するアンケートを実施しました。１０月１８日に社外取締役・社外監査役および社内監査役を構成メンバーとしてアンケート結果についての評価を行いました。また、その内容については１１月１０日開催の取締役会へ報告しております。

- １、評価の実施方法
取締役に対するアンケート(全６区分２４項目)の実施。アンケート内容は以下のとおり。
- (１) 取締役会の構成について
 - (２) 取締役会の運営について
 - (３) 取締役会の議題について
 - (４) コーポレート・ガバナンス体制に関する運営について
 - (５) 社外役員への情報提供について
 - (６) 総合評価

- ２、評価結果の概要
当社取締役会といたしまして、上記の区分による各項目のアンケート調査の結果は、総合的に高い評価が得られており、特に取締役会の構成、運営について以下の評価が得られました。
- ・役員構成としては、各分野に精通した陣容であり適正であると判断される。
 - ・社外取締役増員によって多角的な議論も増え、より公正な検討体制となった。
 - ・取締役会の運営では、開催頻度および重要議案の時間配分は適切で、議長がリーダーシップを適切に発揮し議事進行している。

一方で、取締役会の議題に関しては以下の指摘を受けました。

- ・攻めの経営戦略とそれに必要なリスク評価に関する議論を充実させるべき。
- ・戦略性、リスク度合いに応じて付議案件を取捨選択し、取締役会における審議を深める議事運営をすべきである。
- ・中長期の企業戦略において議案の位置付けが説明され、企業戦略の前提となる外部環境や条件面についての議論が更に増えることが望ましい。

当社は、今回の取締役会実効性の評価の結果を踏まえ、更なる取締役会の実効性向上を図ってまいります。

〔補充原則４－１４－２取締役・監査役に対するトレーニングの方針〕
当社は取締役に対し、必要な知識習得のため、適宜、社外の講習会・研修会等に参加する機会の提供に努めております。また、監査役については、日本監査役協会が主催する講習会に参加し、監査役として必要な知識の習得および監査役の役割と責務の理解を深める機会を提供しており、これらの費用は当社で負担しております。
社外役員に対しては、当社グループの経営戦略や事業の内容・状況等の理解を深めるため、就任時にこれらの説明を行うとともに、その後も適宜担当役員からの説明等を行っております。

〔原則５－１株主との建設的な対話を推進するための体制整備・取組方針〕
〔コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由〕で説明。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満
-----------	-------

【大株主の状況】更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
カゴメ株式会社	1,307,000	13.29
ダイナパック取引先持株会	840,280	8.54
日本マスタートラスト信託銀行	616,600	6.27
株式会社三菱東京UFJ銀行	313,771	3.19
伊藤忠紙パルプ株式会社	289,430	2.94
丸紅紙パルプ販売株式会社	277,780	2.82
レンゴー株式会社	275,278	2.80
王子マテリア株式会社	272,310	2.77
第一生命保険株式会社	268,966	2.73
あいおいニッセイ同和損害保険株式会社	210,022	2.14

支配株主(親会社を除く)の有無	――
親会社の有無	なし

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第二部、名古屋 第二部
決算期	12 月
業種	パルプ・紙
直前事業年度末における(連結)従業員数	1000人以上
直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社以上50社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	18 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数 更新	7 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数 更新	2 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	2 名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係()										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
深井靖博	他の会社の出身者											
富澤 豊	他の会社の出身者											

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
深井靖博	○	愛智法律事務所 弁護士	弁護士としての豊富なキャリアと企業法務に係る高い専門的知見を有しており、当社グループの経営に対して専門的な観点からの助言や業務執行に対する適切な監督を行って頂くため。また、一般株主との間に利益相反取引が生じる恐れはなく、独立役員としての的確であると判断し、独立役員に指定しております。
富澤 豊	○	(有)富澤事務所 取締役社長	マーケティング分野において、企業に対するコンサルティングや大学教授を含む幅広い経験と知見を有しており、当社の経営全般に対して提言を頂くことで経営体制の更なる強化・充実を図るため。また、一般株主との間に利益相反取引が生じる恐れはなく、独立役員としての的確であると判断し、独立役員に指定しております。

指名委員会又は報酬委員会に相当する 任意の委員会の有無	なし
--------------------------------	----

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の数	4 名
監査役の数	4 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役と会計監査人および内部統制監査室は定期的または随時意見を交換することによって連携を図っております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の数 更新	3 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている数	1 名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係()												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
蟹江睦久	他の会社の出身者													
加納敏孝	公認会計士													
児玉弘仁	他の会社の出身者									○	○			

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「 」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
- c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d 上場会社の親会社の監査役
- e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- m その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立 役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
蟹江睦久		――	豊富な経験や実績、幅広い知識と見識を当社の監査体制強化に反映していただくため
加納敏孝	○	公認会計士 加納会計事務所 所長 株式会社アトム 社外取締役監査等委員 有限会社真栄ビジネス 代表取締役 日本インフォメーション株式会社 監査役	公認会計士としての専門的知見と豊富な経験を有しており、また当社の社外監査役としてその職責を適切に果たしていることから、また、一般株主との間に利益相反取引が生じる恐れはなく、独立役員としての的確であると判断し、独立役員に指定しております。

児玉弘仁		カゴメ株式会社 取締役常勤監査等委員	会社経営に関する豊富な経験と幅広い知識を有しており、客観的かつ中立的な立場で取締役の職務の執行を監査できるものと判断したため。
------	--	--------------------	---

【独立役員関係】

独立役員の人数	3 名
---------	-----

その他独立役員に関する事項

――

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	ストックオプション制度の導入
---------------------------	----------------

該当項目に関する補足説明

2010年以降、ストック・オプションは付与しておりません。

ストックオプションの付与対象者	社内取締役、従業員
-----------------	-----------

該当項目に関する補足説明

社内取締役または執行役員を対象としている

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況	個別報酬の開示はしていない
-----------------	---------------

該当項目に関する補足説明

取締役12名に173,748千円(うち社外取締役3名に6,000千円)

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	あり
----------------------	----

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

当社は平成16年9月30日開催の臨時株主総会において取締役に対する報酬限度額を年額240百万円と決議し、同総会において役員退職慰労

金制度の廃止を決議しております。取締役の報酬の決定については、社会的動向、役職、当社の業績およびその業績への貢献度合等を総合的に勘案し、中長期的な企業価値の向上に資する報酬体系を基本方針として、取締役会で決定することとしております。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

社外取締役に対する情報伝達は経営企画室が行い、社外監査役に対する情報伝達は経営企画室および常勤監査役が行う。

【代表取締役社長等を退任した者の状況】

元代表取締役社長等である相談役・顧問等の氏名等

氏名	役職・地位	業務内容	勤務形態・条件 (常勤・非常勤、報酬有無等)	社長等退任日	任期
小嶋 厚	相談役	社長の諮問に応じて経営上の助言を行う。 (取締役会などの社内会議に出席したり業務執行に携わる権限はない)	非常勤、報酬有	2016/01/01	3年

元代表取締役社長等である相談役・顧問等の合計人数

更新

1 名

その他の事項

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

更新

当社は、企業活動全般について適正性を判断するうえでの知識を有するものおよび会計・税務の知識を有するものを監査役に選任するとともに経営陣より独立した立場の社外監査役3名を選任し監査役会を設置しております。社外監査役3名を含む監査役4名体制が経営を監査する機能として有効であると判断し、監査役会設置会社としております。

取締役は、経営の透明性の向上・経営の監督機能の強化を図るため任期を1年としており、経営陣から独立した立場の社外取締役を選任しております。取締役会は社外取締役2名を含む取締役7名で構成されており、原則として月1回開催され、業務執行の決定と職務執行の監督を行っております。

業務執行につきましては、業務執行体制をさらに強化し、より機動的にかつ効率的な業務運営を行うため執行役員制度を導入し、事業所長会議を原則3ヶ月に1回開催しており、業務に係る執行状況の報告を行っております。

監査・監督につきましては、社外取締役は経営から独立した立場で取締役会に出席し、経営の監督に当たっており、監査役4名(うち社外監査役は3名)は取締役会に出席し、取締役の職務執行を監査するとともに、社内監査役は事業所長会議にも出席しております。

また、内部統制監査室および監査役が当社グループの業務について内部監査を実施しております。会計監査につきましては、会社法および金融商品取引法の監査として、有限責任監査法人トーマツと監査契約を締結し、監査を受けております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

更新

当社は、経営の意思決定機能と、取締役による業務執行を管理監督する機能を取締役会が持つことにより、経営効率の向上と的確かつ戦略的な経営判断が可能な経営体制をとっております。取締役会では取締役7名中2名の社外取締役が、豊富なキャリアと幅広い見識により、業務執行の監督機能の強化を図っております。さらに取締役会に対する十分な監視機能を発揮するため、監査役4名中3名を社外監査役としております。3名の社外監査役はそれぞれ幅広い見識と専門性を有し、その見地からの確かな経営監視を実行しております。これらの体制により、監査役会設置会社として十分なコーポレート・ガバナンスを構築しております。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

実施していません。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者 自身に よる説 明の有 無
IR資料のホームページ掲載	適時開示資料	
IRに関する部署(担当者)の設置	経営企画室(経営企画室長)	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
環境保全活動、CSR活動等の実施	ISO14001の全社マルチサイト方式にて取得

内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

1. 取締役・使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制
(1) 役員および従業員が法令および定款を遵守し実践するために行動指針の一つである「コンプライアンス」体制を浸透させるためのコンプライアンス・ガイドブックを役員を含む全従業員に配布し、研修等によりコンプライアンス・マインドの定着と高揚を図っております。
(2) 法令遵守の観点から、これに反する行為等を早期に発見し、是正するためのグループ各社の役員および従業員を対象とした「公益通報者(社内通報)規程」に従い、運営しております。
2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制
(1) 取締役の職務の執行に係る文書(電磁的記録を含む)を、法令および社内規程に基づき保管しております。
(2) 社内情報の管理については「情報管理規程」および「個人情報保護規程」に従い、情報のセキュリティ体制を整えております。
3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
(1) 事業活動におけるリスク管理を経営の最重要課題と認識し、「リスク管理基本規程」に定めた体制作りおよび本社における包括的・効率的リスクマネジメントの充実を図っております。
(2) 防災体制を含む分類されたリスクの特定、評価、制御による管理を実施し、これらの状況を定期的に検証し、リスク管理の実効性を確保しております。
(3) リスク管理部門として、経営企画室が主幹となりリスクマネジメント委員会が関係部門と連携し、これに当たり、損失の危険のある重大な業務執行行為を発見した時は、取締役会、監査役会に通報する体制を整えております。
4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保する為の体制
(1) 取締役会は、取締役会規程に従い、適切な運営を確保し、原則月1回、その他必要に応じて随時開催し、適切な職務執行を実施し、意思疎通を図るとともに、相互の業務執行を監督しております。
(2) さらに、執行役員制度により、経営責任の明確化および意思決定と業務遂行のスピードアップを図り執行役員が全員出席する事業所長会議を原則3ヶ月に1回開催し、経営課題の審議と諸施策の遂行に努めております。
5. 当社グループにおける業務の適正を確保するための体制
(1) 関係会社管理規程を定め、経営企画室が主体となり、子会社の経営上の重要事項を事前承認するとともに原則3ヶ月に1回子会社社長会を開催し、経営管理をおこなっております。
(2) 子会社の取締役会は、取締役会規程に従い、適切な運営を確保し、原則3ヶ月に1回、その他必要に応じて随時開催し、適切な職務執行を実施し、意思疎通を図るとともに、相互の業務執行を監督しております。
6. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制
監査役は、その職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制を定めることとし、その指揮命令権は監査役に属することとしております。
7. 取締役、使用人等および子会社の取締役、監査役、使用人等が監査役に報告するための体制
(1) 監査役は重要な会議に出席し、代表取締役および業務執行を担当する取締役が行う経営意思決定と業務執行状況を監査役会にて常にチェックできる体制を整えております。
(2) 監査役は、監査役への別に定めた報告事項一覧に基づき、取締役および従業員からの報告体制を整えております。
(3) 当社グループの役員および従業員は、会社において、法律違反行為、不正行為が行われていることを知ったときは、「公益通報者(社内通報)規程」に従い、直接または間接的に監査役に報告する体制を整えております。
8. 監査役に報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取り扱いを受けないことを確保するための体制
当社監査役へ報告を行った役員および従業員に対し、当該報告をしたことを理由として不利益な取り扱いを行うことを禁止し、その旨を役員および従業員に周知徹底しております。
9. 監査役がその職務の執行について生ずる費用の前払または償還の手続き、その他の監査費用等の処理に関する事項
(1) 監査役は、監査の方針、監査の方法、監査の費用の予算等について、監査役がその職務を遂行する上で必要と認めた事項について、監査役会で決議しております。
(2) 職務の執行のために生ずる費用について、監査役から費用の前払いの請求があれば、所定の手続きにより対応しております。
(3) 監査役は、職務の遂行上において緊急または臨時に支出した費用については、事後、当社に償還を請求することができる体制を整えております。
10. その他監査役が監査が実効的に行われることを確保するための体制
監査役と代表取締役との定期協議の機会を設け、また、会計監査人および内部統制監査室とそれぞれ定期的に意見交換および情報の交換を行い緊密な連携を取っております。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

< 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方 >

当社グループでは、法令を誠実に遵守することはもとより企業倫理を十分に認識することなどを「コンプライアンス基本規程」に明記しており、反社会的勢力に対しては毅然とした対応で一切関係を持たないことを基本的な考え方としております。

< 反社会的勢力排除に向けた取り組みの整備状況 >

当社グループは、「コンプライアンス基本規程」に基づいて、「コンプライアンスガイドブック」を作成しております。
「コンプライアンスガイドブック」は、役員を含む当社グループの全社員に配布し、研修等によりコンプライアンス・マインドの定着と高揚を図っております。

また、当社は従来から、総務部を窓口部署として社内における情報を一元管理し、さらに、企業防衛対策協議会などの外部機関と情報交換を行い連携強化に努めております。

その他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし
-------------	----

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項



